

## 一般財団法人筑後川コミュニティ財団職員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

### (給与の種類)

第2条 職員に対する給与は、次の各号のとおりである。

- (1) 賃金（基準内賃金および基準外賃金）
- (2) 賞与（給与の決定機関）

第3条 職員に対する給与の決定は、代表理事が理事会の決議により定める。

### (給与の支給方法)

第4条 給与は、職員に対して通貨で直接その金額を支払う。ただし、職員が同意した場合には、本人の希望する金融機関への預金口座に振り込み、給与明細をのみを本人へ手渡すものとする。

### (賃金の計算期間、支給日)

第5条 賃金は月給制とし、毎月1日から月末までを翌月10日に支給する。支給が金融機関の休業日に当たる場合は、繰り上げて支給する。

### (賃金の体系)

第6条 基準内賃金の構成は次の各号のとおりとする。

- (1) 基本給 ...基本給の算出根拠として別表2に表す。
  - (2) 役職手当 ...事務局長手当として月額 10,000 円を支給する。
  - (3) 配偶者手当...第8条の規定に基づき月額 5,000 円を限度として支給する。
  - (4) 家族手当 ...第9条の規定に基づき1名当たり月額 2,000 円を支給する。
  - (5) 通勤手当 ...通勤手当の算出根拠として別表3に表す。
  - (6) 資格手当 ...第10条の規定に基づき月額 3,000 円限度として支給する。
- 2 上記以外の基準外賃金の取り扱いについては次の各号のとおりとする。
- (1) 時間外・休日・深夜の割増賃金は設けないものとする。
  - (2) 法人の名のもとに行う自主事業については、基準外賃金として成果目標に対する実現の程度で、担当した職員に対して平等に支払われる。

### (賃金からの控除項目)

第7条 法人は、給与支給の際、本人が受けるべき賃金から次の各号のものを控除することができる。

- (1) 源泉所得税
- (2) 各種社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料）
- (3) 住民税

（配偶者手当）

第8条 配偶者手当は、配偶者を有する生計の主たる担当者である職員からの毎年の申請により、次の各号の基準で支払う。

- (1) 配偶者の一年間の総所得が65万円（給与総額で130万円）以下の場合は全額支給する。
- (2) 配偶者の一年間の総所得が65万円（給与総額で130万円）を超過し、職員の収入より少ない場合は減額することができる。
- (3) 配偶者の給与年収が職員より多い場合は支払わない。

（家族手当）

第9条 生計の主たる担当者である職員に次の各号に該当する扶養家族（配偶者除く）があるときは、申請に基づき家族手当を支給する。

- (1) 満18歳未満の子、孫および弟妹。
- (2) 2親等以内の身体障がい者、その他法人が扶養親族と認める親族。
- (3) 家族手当に該当する扶養親族は3名までとする。

（資格手当）

第10条 資格手当は、職務に応じ、特別に資格及び技術を有する者に対し、法人が認めたものに支給する。資格手当の額は、資格または特別の技能や役職に応じて、法人が定める額を支給する。

（昇給）

第11条 昇給は、定期昇給と臨時昇給に区別する。

- 2 定期昇給は、毎年8月1日をもって、担当する業務の責任と成果の大きさに合わせて基本給（時給換算）を見直すものとする。ただし、法人の業績その他やむを得ない事由がある場合には、実施しない。
- 3 昇給額は、職員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。
- 4 臨時昇給は、次の各号に該当するものについて昇給の必要があると法人が認めた場合に行う。
  - (1) 特に功労、功績のあった者。
  - (2) 他の職員と比較して、著しく不均衡な場合。

（賞与）

第12条 賞与の支給額は、法人の業績と職員の勤務状況および勤務成績とを考慮して決

定する。ただし、法人の業績によっては、支給されない。

(月の途中の採用及び退職の場合の給与の取り扱い)

第13条 入職および退職が月の途中である場合の賃金は、日割り計算をして支払う。  
この場合の1日あたりの支給額は、基準内賃金に基準外賃金を加えた額をその月の所定労働日数で除した額とする。

(欠勤、無断欠勤の場合の給与の取り扱い)

第14条 業務外の傷病による欠勤期間中は、勤務時の基準内賃金を支給し、その他の賃金は支払わない。  
2 無断欠勤した場合は、その日数に対する賃金は支払わない。

(休暇、休業および休職期間中の給与の取り扱い)

第15条 年次有給期間および慶弔休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。2 休職期間中は、賃金を支給しない。

附則 この規定は、令和2年3月1日から施行する